

能越自動車道 能越県境 PA(石動山側)における 占用入札制度による自動販売機の導入について

北陸地方整備局道路部路政課／富山河川国道事務所道路管理第一課

1. 能越自動車道 七尾氷見道路の概要

能越自動車道は、三大都市圏と能登半島地域の交流促進等を目的とした高規格幹線道路であり、その一部を構成する延長約 28km の七尾氷見道路は、平成 8 年度に事業化し、平成 25 年 3 月までに約 18 km が開通しました。

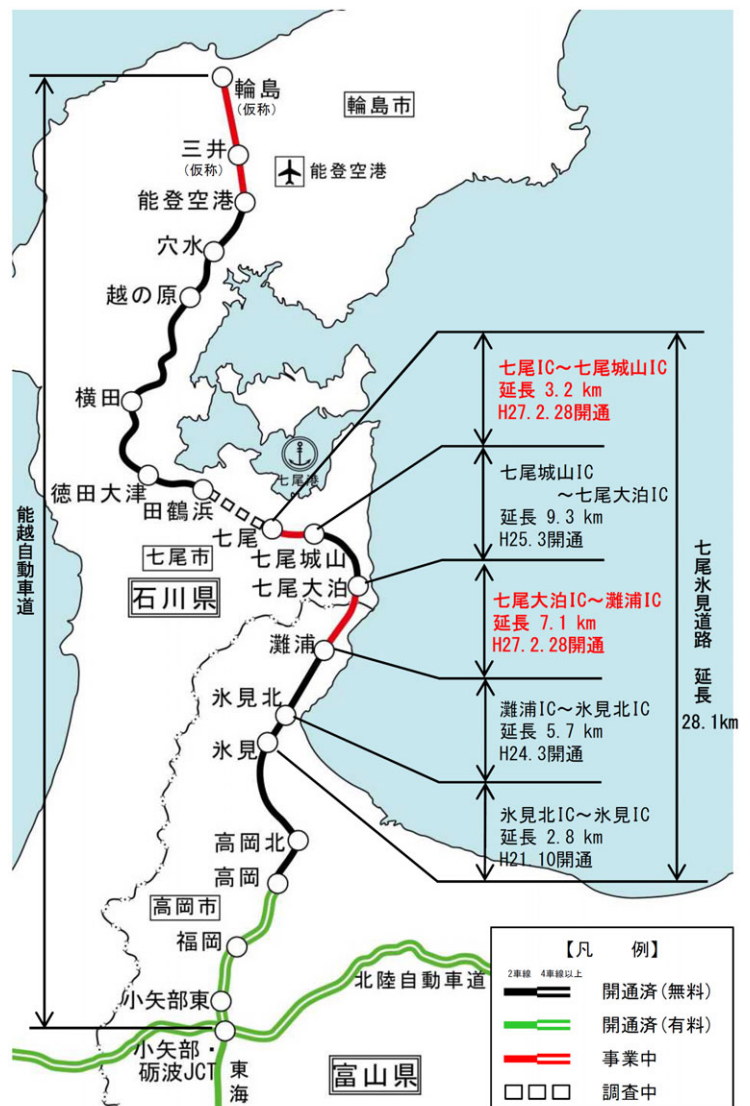
残る 2 区間の約 10 km は、昨年 3 月 14 日の北陸新幹線の開業までに開通させるべく事業を推進し、平成 27 年 2 月 28 日に全線開通することができました。

この七尾氷見道路の全線開通により、以下の効果が発揮されています。

- ① 能越自動車道の利用が促進されゴールデンウィークの交通量が最大約 82% 増加。
- ② 新たな観光ルートを形成し、県境交通量が約 42% 増加。
- ③ 新高岡駅と和倉温泉が約 1 時間で結ばれ、観光地の賑わいを創出。
- ④ 北陸新幹線開業との相乗効果で、新たな観光ルートを形成。

具体的には、新高岡駅からの能越自動車道を経由する新たなバス定期便の運行が開始され、休日の利用者数は増加しており、バス事業者の方には、時間短縮効果等を実感頂いています。

また、石川～富山県境の交通量や道の駅氷見（ひみ番屋街）のレンタカー台数が増加しており、新幹線での来訪者を能登地域に取り込むなど、主要観光地へのアクセス利便性が向上し、地域の観光振興に貢献しています。

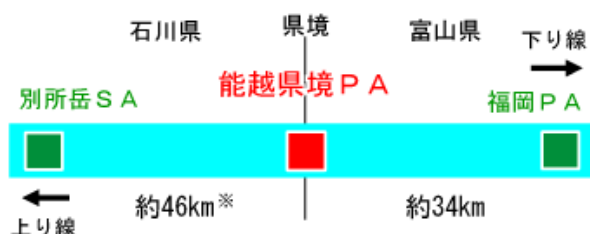


2. 「能越県境 PA」の設置

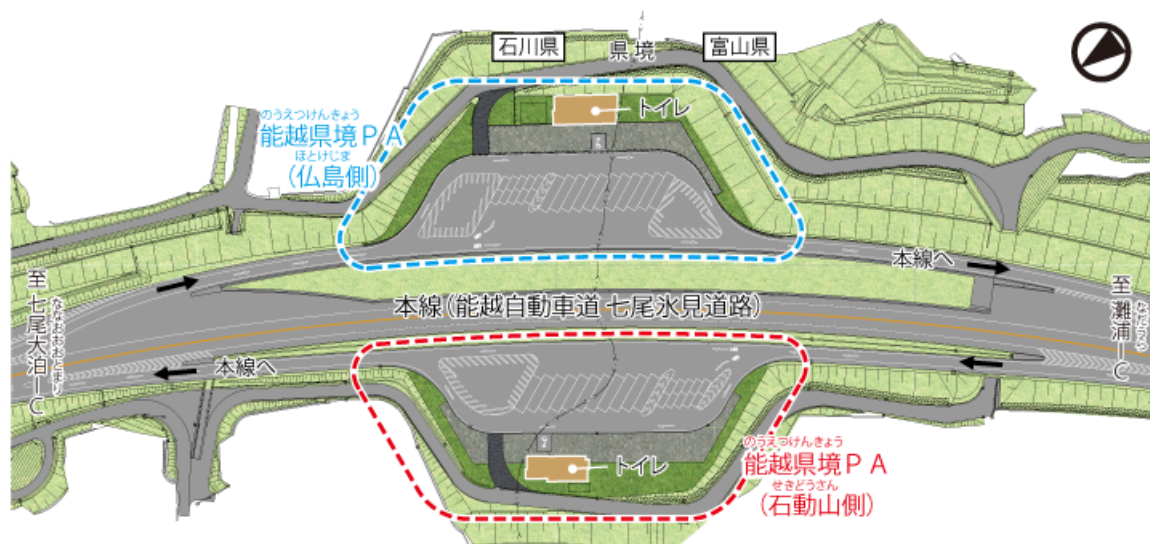
石川県から富山県を結ぶ能越自動車道には、福岡 PA と別所岳 SA しかなく、この間の約 80km の区間※にはトイレ・休憩施設がなく、利用者の利便性を確保する観点から、トイレ・休憩施設は必要不可欠となります。

七尾氷見道路の開通とあわせて、福岡 PA と別所岳 SA のほぼ中間地点にあたる富山県と石川県の県境の上下線に「能越県境 PA」を設置し、平成 27 年 11 月 8 日に開設したところです。

・能越県境 P A は、別所岳 S A (のと里山海道) と福岡 P A のほぼ中間地となる石川県、富山県の県境に位置します。



※別所岳 S A～能越県境 P A の距離は、田鶴浜 I C～七尾 I C 間を、国道 249 号および国道 159 号を経由した場合の距離



	上り線 (七尾方面)	下り線 (氷見方面)
名 称	のうえつげんきょう 能越県境 P A (石動山側)	のうえつげんきょう 能越県境 P A (仏島側)
所在地	石川県七尾市大泊～富山県氷見市脇 地内	
駐車台数	小型10台 大型11台	小型10台 大型11台
施 設	トイレ 1箇所 ※24h利用可 (男子:小4・大3 女子:7 多機能:1)	トイレ 1箇所 ※24h利用可 (男子:小4・大3 女子:7 多機能:1)



3. 自動販売機設置の検討

時を同じく、平成 26 年 6 月に公布された道路法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 53 号）の施行日が平成 27 年 4 月 1 日とされ、道路の占用に係る入札方式（以下、「占用入札制度」という。）の導入等に係る規定が施行され、同制度の運用が開始されたところでした。

改正された道路法第 39 条の 2 においては、道路管理者は、道路の占用の許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる入札対象施設等について、入札占用指針を定めることができるものとする規定されています。

（制度の概要については、本誌 2015 年 2 月号を参照ください。）。

能越県境 PA（石動山側）には、自動販売機の設置が決まっていなかったことから、同制度を活用した導入の検討を行いました。

また、同制度の運用開始以降、国が管理する国道においては、初の取り組みとなり、占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について（平成 27 年 3 月 27 日付道路局路政課長通知。以下「運用通知」という。）に基づき、道路局路政課と密に相談しながら検討を行ったところです。以下、主な項目の検討内容について紹介します。

① 占用ニーズの把握

能越県境 PA（石動山側）については、具体的な占用の申出がない状況にありました。一方で、PA 整備中の時点において、自動販売機業者から PA への自動販売機設置の複数の問合せがあったことに着目し、問合せ状況から占用希望者の競合が見込まれることから、占用入札制度の適用が可能であると判断しました。

② 道路管理上の必要による利用予定

占用入札制度を適用するにあたっては、当該占用予定箇所が、補修基地、作業ヤード、排雪場所等の道路管理者が道路管理上の必要により利用する又は利用する予定がないことが前提となります。

当該占用予定箇所は、建物施設内の 4.0 m²の占用面積であり、道路管理上の支障とならないものであ

ることを確認したところです。

また、建物等の改修等の予定も考慮する必要がありますが、PA として開設したばかりであり、当該自販機の占用による支障はないものと考えたところです。

③ 他の利用計画等の有無

高架下占用の場合には、高架下利用計画といった既存計画等との整合を図る必要がありますが、当該 PA には、こうした計画がないことを確認したところです。

なお、関係する自治体に対しても、将来的な公共的な利用に関する予定の有無及び当該自販機の設置について確認を行い、問題ないとの回答を得たところです。

④ 対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置

運用通知においては、一定の面積、規模を持つ入札対象施設等を道路上に設置し、長期にわたって利用するにあたって必要となる措置を占用者に行わせることとし、入札対象施設等の種類や道路の占用の場所に応じて、措置の種類及び措置の実施体制、方法、頻度等を定めることとされています。

今回の占用対象施設は自動販売機であり、占用者が常時人員を要するような条件の設定は困難なことから、商品補充時におけるゴミの回収のほか、通常年 2 回程度の周辺清掃を年 4 回とし、加えて、道路の異常を発見した場合には、道路管理者に通報することを措置として設定したところです。

⑤ 認定有効期間の設定

運用通知によれば、年度の途中から占用を開始した場合に当該占用の終期を年度末とする場合を考慮して、19 年以上 20 年以内の期間を認定有効期間として設定することを基本とされており、今回の占用開始予定が 8 月 1 日と年度途中となることから、認定有効期間は、19 年 8 ヶ月と設定したところです。

⑥ 占用料の最低額の設定

当該占用予定地は、道路法施行令別表に定める 6 号 4 級地に該当するため、単価 $110 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 1,320 \text{ 円 m}^2/\text{年}$ となり、占用入札最低額は、 $1,320 \text{ 円 m}^2/\text{年}$ に設定したところです。（占用面積は、 4.0 m^2 であるため、実質 $1,320 \text{ 円} \times 4.0 \text{ m}^2 = 5,280 \text{ 円}/\text{年}$ が最低入札額となる。）

⑦ 総合評価方式の検討

占用入札を実施する場合においては、最も高い占用料の額を申し出た者を落札者とすることを原則としていますが、道路管理者が適切であると認める場合は、占用料の額に加えてその他の条件も評価の対象とした上で、道路管理者にとって最も有利な者を選定する総合評価による占用入札を実施できるものとされています。

今回の占用入札を検討するにあたっては、総合評価方式も検討したところですが、占用対象施設が自動販売機であり、PA 内の限られたスペースの占用であるとともに、市街地から相当の距離がある遠隔地であり、占用者が常時人員を要するような条件は困難であることから、総合評価方式には馴染まないものであると考え、原則である占用料の額での入札方式としたところです。

なお、8 月の占用許可を行うべく、現在、手続きを進めているところです。夏休み、お盆の時期であるため、帰省や観光など PA に立ち寄る利用者の利便が早期に発現されるよう努力してまいります。

4. 今後に向けて

占用入札制度は、限られた予算及び人的制約による厳しい状況の中で、民間企業・団体等の協力を得ながら、より効率的で効果的な道路管理に資する目的で創設されたものです。

制度創設時のイメージにあるとおり、高架下の店舗、倉庫や大型施設、さらには鉄道高架下に見られるような複合商業施設などを想定し、ビジネスに見合う占用料を占用者自ら決め、その価値を競争させる制度であり、言い換えれば、この道路にどの程度価値があるかが問われる面があると考えています。

さらには、総合評価方式にあるように、価格のみならず、道路に対して、どの程度貢献してもらえるかといった評価も盛り込まれており、既存の道路空間を有効活用するといった点からも、道路管理者として多様なニーズを把握し、様々な工夫を考えていく必要があります。

“道路を賢く使う”という観点からも、適正な道路管理の視点からアプローチすることにより、更なる道路の付加価値の向上が期待されるのではないかと考えています。

